

会長の選任について（事務局案）

青森県地域医療対策協議会の会長を以下のとおりとしてはいかがでしょうか。

前会長 若林委員（弘前大学医学研究科長）

新会長 廣田委員（弘前大学医学研究科長）

（参考）青森県地域医療対策協議会設置要綱

（会長等）

第5条 協議会に会長をおき、会長は協議会の事務を総理する。

2 会長は、委員の中から互選により選出する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。